

相続

Souzoku tsushin

通信

2026
Septembe

09



税理士法人 向田会計

〒376-0045 群馬県桐生市末広町6-10
TEL 0277-45-2160 FAX 0277-45-2161

【2026年】 中小企業経営者が 知っておくべき税制改正

2026年現在、近年の税制改正において、個人の所得税、自社株の相続税が大きく改正されます。今回は、税制改正の重要テーマを総復習します。

所得税の「178万円の壁」と 超高所得者への課税強化

2025年度税制改正では、所得税の基礎控除と給与所得控除が見直されました。基礎控除は、合計所得金額に応じて、従来の48万円から最大95万円まで引き上げられます。

また、給与所得控除の最低保障額は55万円から65万円となりました。さらに、19歳以上23歳未満の親族について、所得が一定水準を超えても、所得に応じて扶養に関する控除を受けられる特定親族特別控除が創設されました。

この改正は、会社員のためだけの制度ではありません。中小企業経営者にとっては、配偶者、大学生の子、親族従業員の給与設計に関わります。

これまで、いわゆる「103万円の壁」を意識して、家族の給与を一定額以下に抑えるケースがありました。しかし、今後は所得税の壁が動くため、社会保険への加入が必要かを含めて報酬を決める必要があります。

2026年度税制改正では、基礎控除等を見直す仕組みが設けられました。

さらに、2026年分と2027年分について、所得税の課税最低限を特例的に178万円まで引き上げる措置が講じられます。

ただし、「178万円までなら税金がかからない」と単純に考えてはいけません。所得税の課税最低限は、給与所得控除や基礎控除を前提に

計算されるものであり、社会保険料や住民税の扱いまで同じになるわけではありません。

また、経営者自身の役員報酬をいくらに設定するか、退職金をいつ支払うのかという検討は常に必要です。

法人側の事情だけで役員報酬を決めるのではなく、個人の所得税、社会保険料、将来の相続財産、退職後の生活資金を合わせて考えることが重要です。

もう一つ、富裕層の経営者が注意すべきなのが、ミニマムタックスの強化です。

株式の売却益などが大きい人は、通常の所得税負担が相対的に低くなることがあるため、所得税の追加負担が求められます。

2026年度改正では、2027年分から、この制度の特別控除額が3億3,000万円から1億6,500万円に縮小され、税率は22.5%から30%に引き上げられます。

対象者も大幅に増える見込みです。これは、上場株式を大量に保有する富裕層だけの問題ではありません。

創業者が保有する非上場株式をM&Aによって売却する場合にも、売却益が大きくなれば対象となる可能性があります。

売却価格だけを見るのではなく、譲渡所得に対する税金、ミニマムタックス、納税時期、売却後の生活資金、家族への相続を一体で試算する必要があります。

事業承継税制と 非上場株式評価の大きな転換

中小企業経営者にとって、最も重要な相続税対策は、自社株をどのように後継者へ移すかです。

株式承継の手段として、法人版事業承継税制があります。一定の要件を満たせば、後継者が取得した非上場株式に対応する贈与税・相続税の納税を猶予し、後継者の死亡など一定の場合には、猶予税額が免除されます。

特例措置では、対象株式数の制限が緩和され、納税猶予割合も原則として100%となっています。

2026年度改正では、法人版の特例承継計画の提出期限が2027年9月30日までにになりました。特例措置における後継者の役員就任要件は、「贈与の日まで3年以上」から「贈与の直前」へ緩和されています。

そして2026年となり、非上場株式の評価方法そのものが見直される可能性が出てきました。

国税庁は、会社規模区分によって評価額が急に変わる問題、無配当会社が多いにもかかわらず配当要素が評価に入っている問題、配当還元方式の還元率10%が現在の経済環境に合わない可能性などを議論しています。

今後、類似業種比準方式における配当・利益・純資産の比重、会社規模の判定、配当還元方式などが変更される可能性があります。

現行制度による評価額と、評価方法が厳しくなった場合の評価額とを比較し、どの時期に何を行うのが合理的かを検討すべきです。

不動産による相続税対策の 見直しと、経営者が今すべきこと

これまで、賃貸マンションや一棟アパートなどの貸付用不動産は、現金よりも相続税評価額

が低くなることを利用して、相続税対策に活用されてきました。

土地は路線価、建物は固定資産税評価額を基礎に評価され、さらに貸家建付地や貸家の評価減が適用されるため、購入価額と相続税評価額に大きな差が生じることがあったからです。

この評価差を利用した相続対策は、事業で蓄積した資金を不動産に振り替えたい中小企業経営者にも利用されてきました。

しかし、2026年度税制改正では、相続税評価の厳格化が盛り込まれました。

一定の貸付用不動産を相続開始前5年以内に取得または新築した場合、通常の取引価額に相当する金額で評価することになります。

実務上は、取得価額を基礎に地価の変動等を考慮した価額の80%相当で評価できる仕組みが示されています。2027年1月1日から適用です。

この改正は、相続直前に高額な賃貸マンション等を購入し、短期間で評価額を圧縮する手法に大きな影響を与えます。

すでに長期間保有している物件と、相続税対策を目的として最近取得した物件とでは、評価方法が異なる可能性があります。

また、不動産小口化商品については、取得時期にかかわらず、適正な処分価格、買取価格、売買実例価額などの時価で評価することになります。これまでのように、少額投資で評価減を得ることはできなくなりました。

今回の見直しが意味するのは、「不動産を買えば相続税が下がる」という発想からの転換です。

今後、不動産を購入する場合には、相続税対策だけでなく、賃料収入、借入金の返済、空室リスク、修繕費、金利上昇、売却可能性まで確認しなければなりません。

顧問税理士と相談し、慎重に検討しましょう。

（著者 公認会計士/税理士 岸田康雄）

受取りを主張できる相続財産について教えてください。

相続財産の分割にあたっては、 基本的に話し合いによります。

■遺留分の意味するところ

遺留分とは、“亡くなった方と近い関係にある一定の法定相続人のみに認められる、後からでも請求することにより受取れる相続財産”です。

例えば、以下のケースについて、遺留分の主張・請求を行うことで遺留分の額を限度に、相続財産の受取り不足分を取り戻せる可能性があります(遺留分減殺請求といいます)。

- ①法定相続分通りに公平に相続を終えたと思っていたが、相続終了後しばらくたってから、自分の知らないうちに故人が生前に不動産を他の相続人に贈与していたことがわかった。
- ②故人の相続財産が不動産1棟のみであったため、分割できないものと思って仕方なく他の相続人に相続を認めた。
- ③遺言書には長男へほぼ全ての相続財産を相続することと書かれていたため、そういうものだと思って遺言書通りの相続をおこなった。

遺留分はあくまでも権利であり、主張は出来ませんが、必ず主張しなくてはならないというものではありません。

しかし、相続は急に始まり、故人との思い出をゆっくり振り返る暇もなく、慣れない葬儀や役所手続きの連続、相続の確定申告も10ヶ月以内と息をつく暇もありません。

そのような多忙な中では、遺産分割の話し合いも妥協しやすく、ましてや故人が生前に誰かへ贈与を行っていたかどうかなど調べている時間も無いかと思います。

こういった場合に泣き寝入りすることにならないよう、遺留分の制度はありますので、頭の片隅に知識として備えておく必要があります。

■遺留分の要件

●遺留分がある相続人

故人の法定相続人である“配偶者”“子供”“親・祖父母”のみ。

●遺留分の額

基本的には法定相続分の二分之一。親のみは例外あり。

●遺留分権利の時効

相続があった日から10年以内、または、遺留分が取得できていないことを知った日から1年以内に主張・請求すること。遺留分には時効があります。相続に関して気になる点があったなら直ぐに専門化へ相談しましょう。

●生前贈与で遺留分の計算に含める期間

故人が亡くなる前1年間にあった贈与。故人と接触が少なくなっていた場合、生前にあった贈与については調べなければ気付けないこともあります。また、不動産や株式などの相続・贈与に関しては、税理士など専門家でないとは評価額の算出が困難な場合があります。

こちらに関しても気になる点は専門家に相談された方が無難でしょう。

■遺留分の請求

遺留分を取得できていないことに気付いたとき、遺留分請求(遺留分減殺請求)のために取る手続きについても相続と同じく、以下の流れとなります。

- ①まずは主張・請求をおこない、当事者間で話し合いをする。
- ②話し合いで解決できなければ裁判所へ調停申立て、和解を探る。
- ③和解で解決しなければ訴訟へ。